

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

滝 沢 優 子

はじめに

長和四年十月二十六日からの三日間、大納言の地位にあった『小右記』の記主藤原実資は、右大将から左大将への転任を持ちかけられる。内大臣公季が先立つ十月十一日、左大将辞任の意を示した事による。時の権力者・道長から誘いをうけたものの、実資はこれを断る。昇進に絡む類似した件として、寛仁三年から五年にかけての右大臣任官をめぐる記述は、『小右記』に見える大臣関員騒動^①として、倉本一宏氏が訳し、評を加えられている。が、こちらの長和四年の左大将転任騒動は、結局のところ実資が右大将に留まっていたので、歴史研究の視点からは史料的な価値は見いだされず、大津透氏が概説書^②の中で以下のような寸評を下している程度である。

「それにしても実資はなぜ四十二年も右大将を務めたのだろうか。

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

度か左大将に還るかとすすめられたことがあるが、彼はとどまり、左大将を若い教通に譲っていて、遠慮しているようにもみえる」と。^③

しかし、長和四年十月二十六日から除目当日の二十八日迄の三日間の記事には、並々ならぬ緊張が漲り、執拗なまでに近似した表現を以て記述している。果たして、実資が右大将に留まったのは、単なる遠慮であったのか。

漢文日記を単なる記録としてではなく、記主の生活のなかで生じた心情や主張の集積として読むとき、全く別の事情が見えてくる。何故実資が昇進である左大将転任を拒否したのか。又、何故その経緯を詳述し、どのように書き付けているのか、以下検討を加えていきたい。

一、

長和四月当時、実資は五十九歳。道長の圧力によって三条帝が退位するまで、あと四ヶ月と迫った時期である。三日後に除目を控えた二十六日、実資へ道長から左大将転任の打診が為された。これは、二週間程前に内大臣公季が帯びていた左大将職を辞す意志を上奏したことに端を発する。『小右記』長和四年十月十一日条によれば、

早旦資平来云、昨日主上被仰云、左大臣云、内大臣辞大将、以子左兵衛督実成任中納言事、内々有懇切語、然者以権大納言頼通可被任大将、以左中将能信可被任参議之由、懇奏者、已有可許氣、但此事更不可令出口外者、今見世間形勢、万事惣帰於一家、向後事弥千倍歟、四非常働仏説如虛、

とあり、公季が自分が左大将を辞める代わりに、息子の左兵衛督実成を中納言にして欲しいという、取引的側面を持つ辞任であった。これを聞き及んだ道長は、中将能信の任参議と併せ、公季の辞任によって生じた大将職の空席に自身の長男である権大納言頼通を推した。但し、右大将の実資を左大将に転任させた上で、頼通を右大将に据えるのか、或いは、実資を超えて頼通を左大将に押し込むのか、未だ道長の意図は明らかではない。抑、事の底流には左大臣道長と

三条帝との険悪な関係があり、六日前の十月五日に薨じた中納言時光の闕を巡っても、補充の必要無しとする三条帝と、欠員補充を求める道長との間で意見の相違があったばかりである^①。しかも、この時の道長の「闕あらば闕と謂ふべし」という喧嘩腰の発言を見ただけでも、随分激しい応酬があったことが伺える。その為もあってか、左大将職が空いたことについて実資は、道長の「懇奏」と、それを三条帝が許可しそうな気配であることに、より強い驚きを感じている。仮に頼通が自分を越えて左大将に任じられる可能性を実資が認識していたとしても、「今見世間形勢、万事惣帰於一家、向後事弥千倍歟」という文言からは、諦念が漂うばかりである。

さて、大将職の一件が実資自身の問題となったのは十月二十六日のことである。

乗燭後資平来云、(略)又左衛門督教通云、相府宣云、大将事明日云合下官、可左右者、侍従中納言云、以権大納言頼通有可任左將軍之気色、縦雖有被命、可申不可遷任之由、更入無左本意、余転左者、資平遷右歟、為吾左右間亦如同、為資平可無便之事也、昇進事可任天運者也、

暮れ方、資平が報告する中に左衛門督教通から受けた道長からの伝言があった。それは実資と大将職について相談したいとのことであった。(資平が聞いた)侍従中納言行成が言うには、道長は権大

納言頼通を左大将に任じたがっているらしい。もし誘いがあっても、遷任は言ひ出さず、左大将には固執しない旨を申し入れよう。もし自分が左大将に転任すれば、養子の資平（左近衛権中将と藏人頭を兼任）を右近衛に遷すつもりだろうから。自分には左大将でも右大将でも同じことだが、資平にとつては右中将に遷任されることは不都合なことだからである。昇進のことは天運に任せることだが。

藏人頭として朝堂にあつた養子の資平から、教通経由で道長が左大将職の補任の方法について実資と意見交換をしたがっていると聞く。しかし、同じく資平から齎された行成談「権大納言頼通を以て左將軍に任ずべきの気色あり」なる情報と併せて、左大将への転任は、たとえ命令があつても辞退しようと思意するのである。何故ならば、自分が左大将に転任すれば、その代償として養子の資平を現在の左中将から右中将へ遷すことが推察されるからであつた。

文意を取ることの難解な文章ではないが、この時点で既に実資が左大将転任を回避する方針を固めていることが注目される。しかも、道長に息頼通を左大将に据える意向を受けての断念ではなく、むしろ自身が左大将転任を命ぜられる可能性を仮定し、これを避けようとするのである。昇進であるはずの転任を拒む理由として、養子の「遷右」を挙げているが、何故、右大将の実資が左大将に転任すると、その養子の資平が右中将に遷らねばならないのか、という点を

まず確認することにしてしよう。

二、

手掛かりとして「傍親忌」なる慣習が指摘できる。この語は辞典類には見出せなかつたが、『小右記』長和五年正月十二日条に書かれているところである。

右近中将兼隆辞退、以左中将能信任右中将、左大将頼通者兄也、仍初遷右、有傍親忌也、兼綱任左中将、（藏人頭）、兼隆讓、（中将兄）、

語としての成熟度、通用度は定かではないが、父子兄弟が同じ官省や衛府に並ぶことを避ける慣例を指すようで、一世紀を下つた藤原定家も『藤原定家自筆中文』^⑧にその語は用いてはいないが、兄が中将である事を理由に少将からの昇進を阻まれたことが伺える。長和以前では永祚元年七月十三日、内大臣藤原道隆が左大将に任じられた時、息子の伊周が左少将（永延元年九月四日任）から右少将に遷されている例を、『小右記』は、特定の語を用いることなく、ただ

右少将伊周、一元左近少将、依大将忌所任也」
と書いている。

但し、実資の謂うところの「傍親忌」はあくまで慣例であり、明

文化されたものではないだけに、その運用にあたっては相当融通が利いたものと見え、先に挙げた『藤原定家申文』の中で定家は四組以上の兄弟が同じ衛府に並んだ先例を挙げている。また不文律故の適用の恣意性も実資の頃から大きくは変わらない点なのだろう。長和元年七月二十一日条、及び翌二年正月十八日条にそれが伺える。

・晩景資平自内退出云、右衛門乳母云、(略)左大弁可望播磨云々、尚書昇進次第懇望云々、資平事欲令啓皇太后宮、是可達左相国之料也、明日可参会大内之由、示送左宰相中将、而今夕来向、相示資平雜事、令啓皇太后宮、從宮可被申相府、但如此之案内、便可申相府之由相談了、(略)

権左中弁経通者資平兄也、至今資平為下官子、仍可為從兄弟之故、所令申也、齊信・道信是兄弟也、而道信入大入道殿戸、仍齊信・道信共居左近中将、近有其例、(長和元年七月二十一日条)

・早朝參中宮、謁左相国、申資平事、去年相国談、或人云、資平者不可望尚書并右親衛云々、尚書者兄居其官、親衛又予同官之故也者、資平已為養子、仍不可望右近中将、至于尚書可無其忌、左中弁経通与資平、是雖云兄弟、資平已為予子、不可謂兄弟、其由具以申了、隨又被諾、(長和二年正月十八日条)

長和元年七月當時從四位以下、侍從であつた資平が右少弁への任

官を望んだ折りのことであるが、周囲からの批判を予想したのか、道長室明子の弟で資平の実妹の夫に当たる左宰相中将源経房から皇太后宮彰子へ、自身の解釈を添えて希望を伝えさせている。即ち、齊信・道信兄弟が共に左近衛中将にあつた如く、兄弟のうちの一人が養子に出ているので從兄弟として扱うべきであり、実兄との並官は問題はないが、養父と自分との並官となる右近衛少将は「忌」になるというのが、実資の見解であつた。勿論これは「令啓皇太后宮、從宮可被申相府、但如此之案内、便可申相府之由相談了」と書いているから、皇太后宮彰子から左相府道長に伝わることを見越しての根回しであり、いづれ道長本人との折衝の際に用いることになるであろう論法の有効性を試すものであつたろう。そして翌二年正月十八日、いよいよ道長との直接交渉の場で持論を述べることとなる。実資も「其の由具さに以て申し了んぬ」と書き、しつこさは自覚している。根負けする形で「随ひて又諾せらるゝ、ともかくも「うん」と道長に言わせることは出来た。しかし、道長が本心から納得していた筈もなく、半月後の二月三日、争点の対象でもある左中弁経通(資平実兄)に道長の解釈が語られる。道長は血縁を重視し「資平尚書事難事有三、(一位階違濫、二兄弟居弁、三歴受領者)」と、位階のこと、前年十月に資平が道長の反対にも拘わらず得た丹波介の職⁹の事を持ち出して、実資の主張を否定したのである。もつとも

「而大将只今無己之人也、所申難捨者」大将（実資）のような得難い人の言うことを無下に却下は出来ないね、などの言葉も添えられていたし、道長の反対は実資の想定範囲内であったことから、実資はまだ持論の通る余地も残っているかに見えた。結果的には資平は長和二年十月二十三日、左近衛権中将に任じられているから、実資の「傍親忌」の解釈は受け入れられなかったことになる。ただ長和二年冬期の『小右記』は欠けているので、実資がどのような感想を持ったのか不明である。また、それが道長側からの提案であったものか、実資側からの対案であったものかは知る術は無い。然し乍ら長和五年正月十二日条と併せて見ると、養父である実資が大将を務める右近衛府は「忌」であるが、左近衛府ならば問題は「忌」に当たらないという解釈によって人事が決定した蓋然性は指摘できるだろう。以上の記事から垣間見えた「傍親忌」なる慣習を踏まえて漸く、長和四年十月二十六日条「余転左者、資平遷右歟」と、実資が推察した理由を理解することができるのである。

三、

では、実資が左大将に転任し、資平が右中将に遷ることによいかな「無便事」があつたのであろうか。理由の第一には来年早々に迫つた三条天皇の退位に伴う、藏人所の人事改編が挙げられる。東

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

宮が踐祚されれば、東宮亮の二名が藏人頭に登用されることがこの頃の慣習となりつつあり、旧帝の藏人頭はその多くが参議として公卿の仲間入りを果たしている。よつて資平も通常であれば参議への昇進は堅いところである。だが、三条天皇と道長の確執、そこに小野宮家が巻き込まれ、特に資平の藏人頭任官及び参議昇進が再三道長に妨害されるなど、人事を巡る攻防については諸論で既に明らかにされている^⑩。前段で見た「傍親忌」もそこから生じた不協和音の一種であり、三条天皇の恩顧を受ける小野宮家の一員である資平の前途は多難であつた。翌二十七日、直接会談した道長からも実資が推察した通りの条件が提示される。

今日京官除日、而無外記告、未剋許参内、仗座寂寞、諸卿在左相府直廬、（飛香舎）仍参入、左大将辞退云々、昨日左衛門督教通語資平云、明日相逢右大将可一定之由、左府被命者、左金吾在相府直廬、問案内答云、昨日權大納言所佞談者、少時金吾伝相府命云、只今相逢者、即奉調、命云、左將軍一昨談可辭將軍事、今日被参入歟、可聞一定、転左之事如何、道理可然、如何者、余云、左右可在御心、命云、転任尤理、但資平遷右、為彼無便乎、其間多事、見気色以權大納言似可任左、申云、左右只同、至ム必不欲転任、命云、為下官只同様事也、今日有所被申歟、隨其案内、又々可相示者、

今日は京官の除目である。外記がないというので、昼過ぎに参内したが、仗座に人の気配は無かった。諸卿は左相府の直廬（飛香舎）に集まっていた。そこで直廬に参入し、左大将辞退を伝えようとした。昨日左衛門督教通が資平に「明日、直接会って（大将の事を）決めようと、左府が言っています」と語ったからである。教通は道長の直廬にいたので、案内を問うと、しばらくして教通が道長の言葉を取り次いで「今から会おう」と伝えて来た。すぐに道長に会うと、「左大将公季が先日大将職を辞したいと言って来たことで、今日は参入されたのか。左大将に転任する気があるのか、意見が聞きたい。右大将のあなたが左大将に転任するのが順当であるが、どうか」とおっしゃる。「どうされるのかは、決めていらっしゃるのでしょう」と答えると、「あなたの左大将への転任が妥当なのだが、そうするとあなたの養子の資平を右近衛府に格下げしなくてはならないから、彼には気の毒なことになるね」など、色々なことを言う。その様子を見ると権大納言頼通を左大将に任じたいらしい。「左大将でも右大将でも同じことですから、何としても左大将に転任したいとは思いません」と申し上げると、「私もどちらでも構わないが、あなたが今日になれば言いたい事もあるかと思っただので、状況が決まり次第、又伝えよう」と言った。

さて、実際に資平が参議への昇進希望を道長に伝え、奏聞するの

は二ヶ月近く後の十二月十九日。当初は可とも不可とも顔に出さなかった道長が、二十五日には資平の参議への昇進も藏人頭への残留も共に拒絶する姿勢を露にする。もしこの時、資平が右近衛中将の藏人頭であったとしたら、左近衛中将の頭が参議になった例はあるが、右近衛中将の頭がなった先例は無い^⑩などの理屈がつけられたであろうことは想像に難くない。つまり、長和四年十月の除目に於いて道長が実資に左大将転任の意志を確認したのは、そうした三条天皇退位後の人事再編を睨んでの行動なのである。自身の息頼通に越えられることを実資に了承させる一方で、もし実資がこれを不服とし右大将から転任させざるを得なかった場合でも、養子の前途を断てば對抗勢力の一翼を殺ぐことが出来る。二十六日条「為吾左右間又如同、為資平可無使之事也、昇進事可任天運者也」とは、このような道長の意図を実資が十分に承知していたことから来る文言であろう。

また、道長の「転左の事如何、道理は然るべし、如何」という問いかけも、単に実資の意向を確認するためのものでは無く、実資率いる小野宮家への揺さぶりでもあった。

人為的親子関係を基盤とする体勢の脆弱な小野宮家にとつて実資の左大将への転任は、一家の結束を脅かす火種となり得る危険性をはらんでいた。即ち、左大将転任の意志の有無の確認は、朝堂の人

事の相談であると同時に、実資自身の昇進を先にするのか、養子の立身を先にするのかという踏み絵となる。道長から「転左の事如何」と尋ねられ「左右は御心に在るべし」と答えているのは遠慮ではない。現状で後嗣的立場にある資平との乖離と、頼通の左大将任官のいずれを道長が優先するのか、判断しかねた故の回答であり質問である。「転任尤理なれども、但し資平は右に還さん、彼の為には便無からんか」という道長本人の発言で、踏み絵としての打診であることが裏付けられた。「其間多事」と、会話を続けるうちに「気色を見るに権大納言を以て左に任ずべきに似たり」と、頼通の任官の方が優先順位が上であろうと実資は推量したので、「左右只同じ、至りて必ずしも転任を欲せず」と申し出る。しかし道長は「下官の為にも只同様の事也、今日申さるる所有らんや、其の案内に随ひ、又々相示すべし」と心中を明かすことなく、翌日の除目当日に結論を持ち越している。これが人事についての迷い故でないことは明らかである。そのため実資は、自分が左大将に転任させられる可能性を懸念して、二十八日の除目には出仕しないというストライキ的行動に出るのである。

四、

除目当日の二十八日条を見よう。

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

早旦資平告送云、左府命云、左右間事昨申大将、答云、被示不可転任之由、一定歟、又有所聞乎者、申云、去夕示不可遷任之趣者、命云、然者可申達可早参由者、若有転任不可参之由、去夕所含資平、午剋許参内、詣左相府宿廬、資頼給官事、以資平令申相府、彈正弼・民部輔有可任之人、刑部少輔如何、令申不所望之由、余引諸卿着仗座、(略)新中納言経房為清書上、召彼卿給大間・成文等、執筥退出、卿相等披見、中納言実成、参議親信、左大将権大納言頼通、々々云、奏請饗事之詞如何、相示訖、抑可行饗祿之事、仰上卿之由、含資平了、左大将有儲、仍大納言公任已下詣饗所、余退出、此間雨不止、従比入夜降雨、公任卿云、今日大臣不被参、須近招大納言達可被議除目、而独身任意補任事太不便也、又大間先可被奏歟、而只可奏清書者、資頼被補彈正少弼、所悦思也、(略)

早朝、資平から伝言が来た。「左府から『左大将か右大将かという話を昨日大将(実資)にしたところ、転任する気はないという返答であったが、本当だろうか。他に何か聞いていないか』と尋ねられたので、『昨晚は遷る気はないと聞いております』と申し上げたら、『ではすぐに除目に参内するように伝えなさい』とおっしゃった」という内容だった。もし左大将への転任があるようなら、除目には参加しないと資平に言い合めておいたので、このような伝言を

よこしたのである。正午頃に参内し、まず道長の宿廬を訪ねた。資頼の給官のことを、資平を取り次ぎにして道長に伝えさせると、彈正弼・民部輔には他に任じなくてはならない人がいるので、刑部少輔はどうかとのことであった。刑部少輔ならば希望しないと伝えさせ、除目に参加。(略)儀式の終盤、新中納言経房に清書させ、大間書・成文等を給い、宮を執って退出。卿相らが人事異動の結果を記した文を披いてこれを見る。中納言に実成、参議に親信、左大将に権大納言頼通、である。頼通から「奏請饗事之詞」はどうしたらよいのかと尋ねられたので、教示しておいた。本来は「饗祿之事」を行い、上卿に仰すべきであることを資平には言い含めた。左大将の儲があったので、大納言公任以下が饗所に向かったが、自分は退出した。此の間、宵から降り出した雨が止むことはなかった。公任卿が「今日の仗座に大臣が参らず、自分の周囲に息子の太納言を招いて人事考課を行い、独断的に任じるのは大変けしからん事である。また大間書は先に奏すべきものだろうか。ただ清書を奏すべきであるように」と言っていた。資頼が彈正少弼に任じられた。悦ばしく思う。

前夜から意を含めておいた資平からの伝言で、自分の左大将転任はないという確信を得た実資は出仕し、除目に参加する。しかし、同じく養子の資頼の給官に託つけて、資平を道長の元へ遣わし、用

心深く状況の推移に探りを入れている。除目の内容は、中納言に実成、宰相に平親信、左大将に頼通という、いずれも三条天皇の間で議論があった者が道長の推挙通りに任じられる結果であった。以上が、長和四年十月二十六日から二十八日に至る、左大将転任の打診から結果までのあらましと背景である。現代の我々から見れば史料の価値は乏しいかもしれない。しかし、一家の危機的状況をいかにして回避するか、その手段と腐心の様は、記主にとって書かずにはおれない事柄であったと知れるのである。

五、

当該箇所の特徴は、一つに会話劇としての面白さがある。二十七日条の、実資を呼び出したはずの道長の発言、「左將軍一昨談可辞將軍事、今日被參入敷」という疑問形のわざと暈した物言い、「可聞一定、転左之事如何、道理可然、如何」と、「如何」を繰り返して問い詰める口ぶりが聞こえるようである。これに対する実資の返答も「左右可在御心」と、具体的な内容を指す「左右」と、大将職の「左右」が掛けられているであろうか、巧みな返答である。そこには漢文の不自由さを感じさせることは無い。むしろ簡潔な漢文であればこそ、片言隻語に深慮遠謀が凝縮していることが伝わってくる。一言を発するにも常に神経を張り詰めねばならない貴族社

会の厳しさが肌迫るのである。「転任尤理、但資平遷右、為彼無便乎」とは、前日の「余転左者、資平遷右歟、為吾左右間又如同、為資平可無便之事也」と重複する文言で、表現としては稚拙であるが、しかし却って実資が当初感じた悪い予感的中したことを印象づける点では秀逸な筆といえよう。「見気色以権大納言似可任左」と踏んだ実資が「左右只同、至ム必不欲転任」と水を向けると、道長は「為下官只同様事也」と躲し、「今日有所申歟、随其案内、又々可相示」と焦らすのである。表向きは和やかな会談であるが、実際の言葉の応酬を丹念に追った叙述が、緊迫感を秘めた折衝の様を描き出すのである。

いや、事実をただ記録するだけではない。二十六日条の「秉燭後資平来云」より、本日の朝堂の動きの報告を聞いた実資は、件の「相府宣云、大將事明日云合下官、可左右者」の話題の直後に、接続の辞を挟まず「侍従中納言云、以権大納言頼通有可任左將軍之気色」と関連情報を書き付けている。既に実資の中で道長の意図が推察できていたことの表れである。勿論、これを伝えた資平の発言を順番通りに書いたものとも取れるが、実資の左大将転任は、既に述べた通り小野宮家の結束を揺るがしかねないものである。資平も共通の危機感から行成の談を併せて伝えたものとも考えられ、そこには実資と資平との一体感が伺われることになろう。更にそのまま

「縦雖有被命、可申不可還任之由、更入無左本意」と、自身が取るべき行動の決意を述べてゆく。「余転左者、資平遷右歟、為吾左右間亦如同、為資平可無便之事也、昇進事可任天運者也」までが一気に書き連ねられ、実資の情報分析能力に基づく記述となっている。記録を越え、現状認識から将来の展望、自身の決意を表す場として

いる。

一転、慎重を期して出仕を控えていた二十八日の除目の当日の記述は、やや客観的な視点で展開される。出仕後の実資は淡々と職務を遂行するのであるが、記事の庄巻は儀式の終盤、「執管退出、卿相等披見」の箇所であろう。「新中納言経房為清書上、召彼卿給大間・成文等」の段階で、実資には頼通が自分を越えて左大将に任じられていることはわかっていたはずである。しかし、そこでは触れず、他の卿相の目前に「大間・成文等」が開かれた瞬間に焦点を当てている。そして「卿相等」の目を通して「中納言実成、参議親信、左大将権大納言頼通」と、三条天皇の反対があった人物で、道長の推挙に係る者の名を列挙する。道長の悪事が公衆の面前に晒された瞬間である。実資の視点ではなく、他の卿相の視点に切り替えて映し出した、読ませる構図がそこにある。頼通の左大将の儲に出席せず自分は退出したことを書き記した後、「此間雨不止、従比入夜降雨」と続けたのも、その複雑な心中を投影する筆遣いといえる

だろう。また、一見無駄なようにも見える前半部の記述「詣左相府宿廬」「余引諸卿着仗座」及び、二十七日条の「仗座寂寞、諸卿在左相不直廬」「左金吾在相府直廬」も、「公任卿云」で、まず非難の対象となった「今日大臣不被参、須近招大納言達可被議除目」と見事な呼応関係を成しているのも巧妙である。加えて、「而独身任意補任事太不便也」以下、今日の除目の進め方や人事の偏りを非難するこれらは、公任の言葉として記されただけに、逆に実資の強い怒りが印象付けられるのである。

おわりに

漢文日記は、後鑑に備えて公事を記録することに始まるというが、一方で記主の生様を表すものでもある。女流仮名日記の、回想による人生の俯瞰とは異なり、常に進行する形態を以て書かれている。よって、作者の意図した作品構想を解明するという手法は、漢文日記には向かないし、解説する楽しみも乏しいといわざるを得ない。しかし、翻って見れば、日々書き連ねられた日記を読む醍醐味は、作者の経験の時系列に沿って追体験する点にあると言つてよい。見方を変えれば、働き、暮らす中で生まれ出る思い、悩み、主張の集積が日記ではないのだろうか。特にこの『小右記』のように、一家の経営録としての性格のある日記に於いては、専横者のある朝堂で

生き残るためにどのような対処をとったのかは、書き残さねばならない事柄となる。実資が現代的意味合いの「読者」を想定して『小右記』を書いたわけではないのは自明のことである。しかし、以上の如く丁寧に解説すれば、書く行為がもたらす他者の視線の形成と自意識の表出、或いは、文章を書くことが本質的に備えている表現たるものを感じざるを得ない。儀式や先例の記事は硬質で風情に欠けるものに見えるけれども、それを書かないで朝堂で命懸けで働く男性貴族の心情を表現することが可能であろうか。書かれたものを表現と受け止め、それが何故書かれなければならなかったのかを考察することは、文学研究と呼んで差し支えあるまい。また、日記を記録を目的とした記録としてではなく、記主の主張の集合体として読むことは、資料解釈に有益であり、歴史的真相の解明にも役立つ手法ではないだろうか。

注

- ① 山中裕編『古記録と日記』下巻所収 一九九三年一月二二日発行 思文閣出版
- ② 大津透『道長と宮廷社会』第二章 一条朝の名臣と貴族社会 2 『小野宮右大臣実資』（講談社『日本の歴史06』二〇〇一年四月十日 第一刷発行）
- ③ 教通が左大将に任じられたのは寛仁元年四月三日。長和四年十月二十二日に左大将に任じられたのは頼通である。頼通は寛仁元年三月二十二

日、辞左大将。これを襲つて教通が左大将となる。『御堂閔白記』寛仁元年三月二十二日条によれば、「出従内、撰政辞大将献状、無宮、又無勅答使云々、皇后宮右大将許以経通朝臣可渡左有仰、而令申非可渡由云々、(山中裕編『御堂閔白記全注釈』高科書店 一九八五年十二月三十日第一刷発行、一九八九年十二月二十日第三刷発行より)、なお、『小右記』は長和五年秋・冬期と翌年寛仁元年春・夏期が欠け、実資の心情を知る事は出来ない。

④ 『小右記』長和四年十月七日条

⑤ 藤原行成(九七二―一〇二七)。父は藤原義孝、母は源保光女。実資の甥・資平(父は実資兄の懐平、母は源保光女)とは従兄弟になる。

⑥ 『御堂閔白記』長和五年二月八日条には「補頭・藏人・殿上人、経通朝臣頭兄弟相比事無便事也、而件人従青宮時并本宮時在其志、而御即位不補慮外、今当此時有所申、依難背補之、非可為後例」とあり、職掌の類似した官職に父子兄弟を就けたがらない傾向があったようである。職掌の独占や、親族が死亡した場合の服喪期間の重複が招く職務の停滞を嫌つたものか。ご教授ご批評を賜りたい。

⑦ 藤原定家(一一六一―一二四一)

⑧ 東京国立博物館蔵。辻彦三郎『藤原定家 明月記の研究』吉川弘文館 昭和五十二年五月十日発行より

⑨ 『公卿補任』長和元年正月二十七日

⑩ 土田直鎮 中公文庫『日本の歴史5 王朝の貴族』中央公論社 一九七三年十二月十日初版 注2、大津透『日本の歴史6 道長と宮廷社会』

赤木志津子『撰関家と小野宮流』(『平安貴族の生活と文化』講談社、昭和三十九年発行所収)

河野房男『撰関家と小野宮流』(『平安末期政治史研究』昭和五十四年

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

六月一日発行所収)

松園斉『藤原実資』(『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂出版 二〇〇五年六月二十日発行所収)

他、多数。

⑪ 『職事補任』寛弘五年正月二十八日、藤原実成が右中將、藏人頭から参議に任じられた例はある。

⑫ 拙稿『藤原実資と資平の養子関係成立時期についての一考察』(『古代文化』第五十七卷十一号)

⑬ 「具注暦を用いるのを通常のかたちとして、日々の朝儀や公事を中心に、後の参看に備えて、これを客観的に記述することが眼目であった。」金井利浩(『日記文学事典』勉誠出版 平成十二年二月二十五日初版発行)など。

⑭ 「公の典礼儀式に係る詳細精確な事実記録性の一方で、記主の個人生活や感懐の吐露が含まれ滲み出ているのが、たとえば私日記の一特徴でもあった。そこに漢文日記を文学として読みうる機縁も存する」金井利浩(同注⑬事典)等の、漢文日記を公的記事と私的記事に分け、後者に多く文学性を認める向きがあるが、この点に関しては、慎重を期す必要がある。例えば『小右記』は記主の家族の動向がよく書かれている。ことで知られ、家族史研究の史料として利用されているが、これを「個人生活」に含めるのは早急であろう。実資と資平の養子関係の成立時期から窺えるのは、小野宮家の家としての基盤の脆弱さである。その多くが養子によって形成された「家族」であった事を考慮すれば、それは「個人生活」ではなく、「家門の運営」というべき半公的な性格を有することとなる。擬制的な家族であるが故に「家族」を書き記す必要が生まれ、実資が家長として取った行動が『小右記』に書かれていると見ることはできないだろうか。

『小右記』長和四年十月の実資左大将転任回避の背景と記述

※ 『小右記』本文は「大日本古記録」によった。旧字・異体字は原則として通行字体に改めた。なお割注は「一」であらわし、細字は（ ）であらわした。

※ 本文中の「小右記」の訓み下し、及び現代語訳は私に付したものである。